

平成 21 年度第 2 回 富合町合併特例区協議会会議録

日 時 平成 21 年 5 月 13 日 (水)
会 場 富合総合支所 3 階会議室

開会時間 午前 10 時 00 分
終了時間 午前 11 時 57 分

○ 出席委員 (8名)

会長 田中 榮信
副会長 小山 一美
委員 米原 靖雄
 村崎 博則
 改原 明博
 松永 隆
 内藤 信博
 菊池 博志

○ 欠席委員 野口 ミナ子

○ 参考人

熊本市議会議員 くつき 信哉

平成21年度第2回 富合町合併特例区協議会次第

日 時：平成21年5月13日（水）午前10時～
場 所：富合総合支所 3階大会議室

1 開 会

2 合併特例区長挨拶

3 議 事

[協 議]

協議第1号 美化運動の実施について

[報 告]

報告第1号 警報等発令時の待機態勢について

報告第2号 今後の行事予定について

4 その他の議題

○定例部会長会議の開催について

○次回合併特例区協議会

・開催日時 平成21年 6月 日() 午前・午後 時 分

5 閉 会

司会

協議会の開会に先立ちまして、配布資料の確認をしたいと思います。1枚紙で平成21年度第2回富合町合併特例区協議会次第、それと綴じてあります平成21年度 第2回富合町合併特例区協議会の冊子並びに熊本市ふれあい美化ボランティア制度と記載されております冊子がございます。以上の3点の資料を配布しております。資料の過不足等がございましたら事務局までお申し出ください。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり。)

それでは、これから会議に入ります。会議の進行につましては、合併特例区規約第10条第4項並びに同会議運営規則第4条第1項の規定に基づき、会長である田中議長にお願いいたします。

田中 榮信 議長

皆さんおはようございます。協議に入ります前に皆様にお伝えしたいと思います。野口委員さんのお母さんが亡くなられまして、協議会といたしましてお花、香典をお送りましたので、一応お知らせしておきたいと思います。

それでは、ただいまから、平成21年度第2回富合町合併特例区協議会を開会いたします。

本日は、協議会規約第10条第5項の規定に基づき、参考人として熊本市議會議員の くつき信哉先生にご出席を賜っております。

それでは、ここで会議録署名委員の指名をしたいと思います。会議録署名委員につきましては協議会規約第7条第2項の規定により指名をさせていただきます。本日は、小山副会長と米原委員さんにお願いをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

本日の構成員の出席につきましては、野口委員さんが所用のため欠席ということでございますが、協議会規約第10条第3項の定足数を満たしていますのでご報告をいたします。

それでは早速ではございますが、式次第に沿って会議を進めさせていただきます。

まず最初に、合併特例区長の村崎区長にごあいさつをお願いいたします。

村崎 秀 合併特例区長

おはようございます。野口委員さんは、ちょうどお母さんのお葬式ということでございます。

富合町も合併して7カ月を過ぎました。いろいろな熊本市の制度その他について、良い点をたくさん協議させていただいております。また、いろいろ予算等もついておりますので、その予算を執行していく中で、工事などをはじめ地元の皆さん・地権者の皆さんの協力が大変重要でございますので、協議会委員の皆様方もどうぞ自分の地区ばかりではなく、いろいろな地域の地権者の皆様方への力添えをお願いしたいと思っております。担当部署は、この人員の少ない中で大きな仕事をしなくてはならないのでいろいろなことで苦労しておりますが、町をあげ

て、いただいた予算について確実に執行できるよう努力をしたいと思っておりますのでご理解賜りたいと思っております。

残念ながら益城町の合併協議が頓挫いたしましたが、城南町、植木町がまだ協議中でございますので、早い時期に政令指定都市が実現できるように祈っている所でございます。情報によりますと6月の末あたりに城南町の住民投票があるという話を聞いておりますので、一緒に合併できれば大変ありがたいことだと思っております。また、城南町から、合併ができれば富合町と城南町を合わせて将来的には熊本市の区にしたいという事で申し入れをしますから富合町はどうですか？という声がありましたので、是非それこそお願いしたいということで申し入れしておきましたので、どうなるかはわかりませんが将来的には富合城南という区ができるならば大変うれしい事だと思っているところでございます。

また、ぜひ田迎木原線のバスの試行をしていただきたいと要望していましたところ、試行に向けて熊本市が検討しておられますので、試行的なことができやしないかと思っておりますので、皆さん方とともに実現できるように努力していきたいと思っております。

その他、外灯などいろいろな工事がたくさん始まりますので、先程も申し上げましたとおり、皆様のご協力を得ながら進めていきたいと思います。新幹線の車両基地も最終的な段階にきております。来年度までに新幹線に関連する事業を済ませていきたいと思いますので、この点についても皆さん方のご協力をお願い申し上げたいと思っております。

特例区協議会の皆様には、各種の事業にご参加いただき大変ありがとうございます。今日も遺族会、区長会がございます。どうか大変お忙しい中ではございますが、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

今日、議会にも出ておりますが、異常気象の中雨期に入っていきますので、水害その他いろいろな事に懸念する点もございますので、皆さんのご協力をお願ひ申し上げたいと思っているところでございます。また、本日の会議がスムーズに進みますよう併せてご協力をお願ひしたいと思います。なお、所用ができましたので、挨拶の後に中座することをお許し願いたいと思います。皆様には大変ご苦労をおかけしますがよろしくお願ひします。

田中 榮信 議長

どうもありがとうございました。これより次第3の議事に入りたいと思います。

先般、部会長会議を行いました中で、美化運動についてお話をしたわけでございますが、そういう経緯から、本日は協議第1号を美化運動の実施についてということで議題としておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。熊本市には、ふれあい美化ボランティアという制度がございますので、その制度について事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

事務局

おはようございます。熊本市役所市民協働推進課の田上と申します。本来であれば、課長が出席してご説明申し上げなければならないところですが、公務のため私が代理でご説明をさせ

ていただきます。よろしくお願ひいたします。

お手元に熊本市ふれあい美化ボランティア制度の冊子をお配りしております。これが熊本市における美化活動制度で平成16年に制度化いたしました。

どのような制度なのかということをご説明いたします。冊子の1ページをお開きください。熊本市ふれあい美化ボランティア制度とは、市民の皆さんで構成されたグループ、自治会、企業などの団体が、市の道路、河川、公園、町内区域などの身近な公共スペースについて、市と協定を結びわが子のように愛情を持って清掃美化活動などを行っていただき市がそれを支援する制度です。まちの美化だけではなく、活動を通じて地域の愛着を深めふれあいや交流を深めることも目的としています。平成21年4月20日現在で78の団体がこの協定を結んでいただき、活発な活動をしていただいているという状況です。

活動には2つのパターンがあります。一つ目は美化活動です。市と協定を結んだ団体が、市が管理する道路・河川・公園、町内区域など、市と協定を結んだ公共スペースの一定区間の定期的な清掃美化活動、花壇の手入れ、ゴミ拾、パトロールなどを実施していただきます。希望する場所や区域を申請していただき、市と協議のうえ決定し協定を結ぶという制度です。二つ目は、違反屋外広告物の簡易除去活動です。協力団体として認定された団体、自治体、商店街などの会員が、市の指導のもとで違反屋外広告物、はり紙などの簡易除去活動を行うという制度になります。熊本市ふれあい美化ボランティア制度は、大きくいうとこの2つパターンがあるので、今日は美化活動を中心にご説明させていただきたいと思います。

ふれあい美化ボランティア制度は、熊本市と市民の皆さん・団体が協定を結んで、一緒に美化活動に取り組んでいくという制度になります。熊本市の役割としては清掃用具の提供であるとかボランティア保険の加入であるとかゴミの回収などを行うということになります。市民の皆さん・団体の役割としては、清掃活動やパトロールなどを行っていただくことになります。熊本市と市民の皆さん・団体がそれをお互いに協定を結んで、対象となる場所の清掃活動などを行うという事になります。

一つ一つの制度について、2ページ以降で説明をさせていただきたいと思います。

まずは、河川のボランティアの制度でございます。これは川に対する美化活動を実施したいと申し出があった場合に、この制度を適用することになるのですが、基本的には清掃活動やパトロール活動やごみの分別、危険個所、不法投棄の連絡などこういうことをやっていただくということになります。対象とする区域については、熊本市が管理する河川において、市長が危険と認めない区域という事で実施させていただいております。特に、河川や道路については、危険な個所がありますので、協議させていただいて、危険箇所以外の場所でしていただくということになります。熊本市と協定を結べるのは、熊本市が管理する河川になりますが、実は、国や県にも同じような制度がございます。国が管理する河川については、国土交通省の河川管理課、県が管理する河川については「くまもとマイ・リバー・サポート」という制度が県にありますので、その制度を適用して清掃活動を行っていただくということになります。制度の仕組みとしては、国や県の制度も熊本市の制度と同様の制度と思っていただいて結構かと思いま

す。しかし、住民の皆さんからご相談がある時は、管理者がわからない場合がありますので、その際は私ども市民協働推進課の方にご相談いただければ、そこは確認をいたしまして国又は県の方にお願いすることもできると考えております。

実施期間の方なのですが、原則として年に6回以上実施し、2年以上継続することを一応実施の条件とさせていただいている。中には、年に2回ぐらいしか実施しないで協定を結ぶまでもない。とおっしゃる場合がございます。その際は、このふれあい美化ボランティアの協定を結んだ形での美化活動ということではなく、協定を結ばずに自主的にやっていただく普通のボランティアの美化活動ということにいただいている。

活動団体は、相当数の者で構成される団体、地域住民、企業と記載されておりますが、この相当数がどのくらいの者ですかというお尋ねをよくいただくのですが、10名以上集まつていただければ十分団体としての活動が出来ると考えていますので、概ね10名程度と思っていただければ結構かと思います。市の支援内容といたしましては、美化活動に必要な清掃用具の支給や貸与であるとか、ボランティア保険への加入であるとか、ごみの回収・処理などがあり、支援の内容を話し合いの中で決めていくということになります。

活動報告は、年に1回担当課の方に出していくことになります。この河川の美化活動を実施されたいという場合は、実際に協定を結ぶときの担当課は河川課になるのですが、ふれあい美化ボランティア制度全体を担当しておりますのは市民協働推進課ということになりますので、私どもにご相談いただければ河川課の方にお繋ぎする事もできますし、先程も申し上げましたように、県や国にお繋ぎすることも可能だと考えております。

次に3ページを開けていただくと公園の制度になります。公園も同じような活動になるのですが、富合町管内には県の公園は無かったかと思いますので、公園はすべて熊本市の方に申し込んでいただければ結構かと思います。

道路は4ページになります。こちらも同じような制度なのですが、道路の場合だと危険な箇所は対象としないということになりますので、歩道が設置されている植樹帯などを対象としていただきたいと思います。また、安全確保の面から、国道や県道が対象になることが多いというのが今までの実態でございます。道路も原則2年以上継続する保護者の参加も条件とさせていただいております。以上道路のボランティア活動でございます。

最後に7ページです。地区単位で清掃活動を実施したいという場合は、区域ごとの美化協定を結んでいただいております。原則として、年に6回以上で2年以上継続することが条件となっております。支援については、ゴミ袋の支給、ほうきやちり取りの貸与、ゴミの収集、保険の加入になります。

最後に9ページを見ていただきたいと思います。手続きの流れについてです。

最初に申し込みの前にということで書いてありますが、まずはどの団体でどこをやるということを決めていただいて、不明な点があればまずは市民協働推進課の方にご相談いただければと思います。『ここをしたいんだけどこの制度の対象になるかな』とか『何人ぐらいで、どんなふうにやりたいんだけど』というのを直接ご相談いただければ、私どもで『それでは、これは

町内区域だから美化活動の方がいいのではないか』とか。例えば、道路と河川を組み合わせるパターンもございますので『道路と河川と一緒に組み合せた協定にしましょう。』とかそういうアドバイスをさせていただきたいと思います。その後申し込みをしていただいて協定を結んでいくということになるのですが、協定を結ぶ際には、先程申し上げましたとおり河川ならば河川課、道路ならば道路部局と内容の協議を行っていただいた後、協定を結んでいただいて、活動が始まるという流れになります。

ボランティア活動をする人についてはゴミ袋を無料で提供できるような手続きを今進めているところです。

これで、熊本市ふれあい美化ボランティア制度についての説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

田中 榮信 議長

ただいま事務局の方から、ふれあい美化ボランティア制度について説明がありましたけれど何かこれにつきましてご質問等ございませんか？

改原 明博 委員

熊本市と合併した後に知人から熊本市に聞いておいてくださいという話の中に今日の話が出たわけですが、6ページの清掃パトロール、7ページの美化パトロールというのがありますが、知人が、河川とか山にゴミが捨ててある辺りをボランティア的なことをしたいということで、市からのボランティア認可証みたいなものをいただかなければ、『あなたはここに捨てては駄目ですよ』とか言えないし、喧嘩になって刑事沙汰になるのも大変ですから。不正みたいなことを今反省して不法投棄をしてはいけないと思わせないと、エスカレートして捨てる人は同じ人が捨てている。具体的に言うならば、○○さんの名前が入っているから分かる。先程、話したように後ろに権力か何かないと『おまえいらん世話して』と言われて、喧嘩にでもなったら大変なことになるので、その辺熊本市ではどうなっているのですか。そんな感じのボランティアをしたいという話があつてるので、だから、一回聞いてみてくれと言われたのですが。

事務局

まず、今の時点で個人の方にボランティアの登録証をお渡ししていくという状況にはありません。ボランティアをしている時にたまにトラブルがあるという話を聞いておりますので、その時には「私は市と協定を結んでボランティア活動をしている。」と言つていただくといいと思いますし、協定書は団体さんたちにお渡しますので、それを見せていただくというのは可能だと思います。トラブルになった時は、やはり危険な場合もございますので、市の担当課の方に言っていただくと一緒に注意するなどの対応もできると思います。

改原 明博 委員

ボランティアの証明書は、現在個人には発行していないのですよね？ 仮に浜戸川、緑川に捨ててあるその犯人を突き詰めた中で、名前のついた証拠を見つけ出すとか、警察沙汰とまではいかないけれど、その辺で世話ができるといいますか、そういうのがその人の希望だったんですけど、その場合、どうしたらいいですか？

事務局

このふれあい美化ボランティア制度自体は、団体さんを対象とした協定になりますので、個人を対象として証明書は発行しておりません。持ち帰って各担当課と協議し、どういう対応をとるかを考えさせていただくということでよろしいでしょうか？

改原 明博 委員

それが、そのヒントというのが何かといいますと、鳥獣保護員が山の中を廻っているときに認可証のようなものを持っていて、私はこういったものですからと言うと向かってこないという話を聞いたものですから。

事務局

おっしゃった意味は分かりましたので、一度担当課とも協議させていただきたいと思います。

改原 明博 委員

ありがとうございました。

田中 榮信 議長

その他に何かございませんか。

松永 隆 委員

松永でございます。よろしくお願ひします。

3ページの公園のことについてです。富合町では、ボランティア活動として緑川の河川敷でのゴミ拾いとかを行なってきたわけですが、今でも緑川に行くと不法投棄とか非常に多い状況にあります。それともう1つ、富合町には雁回公園という野球ができる大きなグラウンドがあつて以前から見ているんですが、下から登っていくと山の中ということもあり、道路沿いの不法投棄とかが非常に多いんですよ。仮に不法投棄を発見したときに、どこまで市で対処してもらえるのでしょうか。ただ、その公園の道路は市道で、沿道の山を個人で持つておられる方がいるんです。当初は、例えば下から締め切って入れないようにするとかいろんな模索をしたんですけど、やはり個人の土地があるので非常に難しい。そこで、一つ私たちが考えているのは、缶拾いとか公園の美化活動というか、4～500mくらい登った急カーブの所に以前はツツジが植えてあったんですけども、現在は雑草が生い茂っているので、例えば、そういう所に花を

植えたりとかそういう活動をしていく中で、不法投棄をなくし公園の美化活動を行ない、きれいにしていますという看板とかは市から支援していただけたので、そういう活動をどんどんしていきたいと考えていますが、例えばボランティア活動に対して補助制度みたいなのはないですか？まだ案の段階なんすけれど、10名以上の団体ということなので、私たち構成員でそういう活動を検討しているのですが。それともう一つは、浜戸川沿いの廻江・榎津地区あたりは散歩コースにいいんですよ。今日は、嘱託会の会長さんも来られていますけれど、一緒になって散歩コースづくりのようなボランティア活動的な内容を今後考えていきたいということでアドバイスしていきたいと考えています。

事務局

ありがとうございます。是非やっていただけたらありがたいなと思います。

今お伺いした限りにおいては、公園のふれあい美化ボランティア制度と道路のふれあい美化ボランティア制度を組み合わせて、雁回公園の道路も公園の中も一緒に清掃活動を実施していくだくといいのかなと思いました。

また、補助制度のことですが、現在の私どもの支援の内容としましては、清掃道具の貸与などについては対応できます。先ほど少し説明が不足していましたが、活動中に草刈機を使っていて怪我をしましたとか、草刈機の石が飛んで自動車の窓ガラスが割れましたという事故については、ボランティア活動保険に入っていただくことで対応ができる仕組みになっておりますなお、熊本市緑保全課で花の苗などを差し上げるような支援制度がございますので、活用していただけたらと思っております。

松永 隆 委員

ゴミ拾いというのはボランティア活動の人達がするんですが、例えば公園とかのいろんなゴミを拾って分別しないと捨てられないのか、また拾ったゴミは自分達で処理をしなければいけないのか？それは、どうですか。

事務局

基本的には、回収したゴミの分別まではボランティアのみなさんにやっています。その後のゴミの回収については、市役所の役割とさせていただいておりますが、富合町地域の場合は、ゴミの処分場が異なるということで、現在富合総合支所とゴミの処分について検討しているところですが、基本的には『何時にここに出しておくので取りに来てください』というご連絡をいただければ、そこに業者さんを回すとか市役所や総合支所のトラックで取りに行くとか何らかの対処をするということになるとと考えております。

松永 隆 委員

例えば産業廃棄物だったらお金がかかりますよね。それはどうなりますか。

事務局

熊本市役所がすべて処理をするということになります。ゴミの処理については、市民の皆さんにはちょっと難しい部分がありますし、それこそ産業廃棄物は法律に基づいて処分しなしといけない部分もありますので、それについてはまたご相談いただければと思います。基本的には、市役所がゴミの処理をするというふうに考えていただけたらと思います。

村崎 博則 委員

今、私達の地区で公園の清掃をしているんですが、個人でほうきとか草刈機とかを持ってきているんですが、そういう場合、ほうきとかを借用できるんですか。

事務局

既に購入されている物に対して、後からお金をお支払いすることはできないのですが、新しくこういう物が欲しいとかいうことであれば、協定を結んだ後に、ほうき何本とか言っていただければ差し上げることが可能だと思います。

除草剤みたいなものも基本的には支援の対象になっておりますので、申請書に書いていただき、協定を結ぶ際に話し合いで決めさせていただくということになります。

内藤 信博 委員

今の関連ですけども、ほうき以上の大きな物で例えば草刈機とか草刈機に必要な燃料等はどうなりますか？

事務局

例えば、乗用型の草刈機がありますよね？ 相当高いと聞いておりますが、そういうすごく高い物になると別途予算措置が必要になりますので、申し訳ないのですがこのふれあい美化ボランティア制度の中では難しいと思います。

しかし宝くじの基金を利用して乗用型の草刈機を買っていただいた例もございますし、民間の助成制度みたいなものもたくさんありますので、市民協働推進課で、相談にのらせていただきたいと思っております。

内藤 信博 委員

例えば、草刈機の燃料はどうなりますか？

事務局

燃料については、一度県が管理する所では出していただけなかった場合がございました。熊本市の場合、できるだけ燃料についても出せる方向でやっているのですが、担当課によって

は若干差がありますが、基本的には支給できるような方向で協議をさせていただきたいと思います。

菊池 博志 委員

町内区域のことでお伺いしたいのですが、活動内容を見てみると日常的な門前美化と定期的な一斉美化ということで書いてありますけど、日常的にやっていればすぐに終わってしまうと思うのですが、定期的な一斉美化ということを書いてあるのですか？ また、活動団体について、仮に募集をかけたら500人とか集まったとした時に、支援内容にボランティア保険となっていますが、参加する方全員に保険の加入ができるものかということをお伺いしたいのですが。・

事務局

まず、一点目の定期的な清掃なのか日常的な清掃なのかというご質問なんですが、両方ございます。2ヶ月に1回・第何日曜日とか決めていただいて、年に6回実施していただいている例もございますし、1週間に1回・曜日を決めていただいて、日常的な清掃活動に近い状況でやってらっしゃる場合もございますので、年に6回以上であればどちらも対応するということになります。

また、ボランティア保険の件ですが、ボランティア保険は、美化ボランティアだけではなくて、その他いろいろな全てのボランティアをカバーする保険制度です。熊本市の人口規模で保険を掛けさせていただいているので、活動者が増えたからといって保険料が上がる事もございませんので活発に活動していただくことは大歓迎でございます。

菊池 博志 委員

その保険に対しては、もちろん名前等を書いていただきなければいけないということですか？

事務局

今日は、ボランティア活動保険のご案内という資料をもう一つ配らせていただいています。見ていただいて分かるように名簿は提出の必要がございません。会員数に30名とか50名とか書いていただければ結構です。ただし、会員名簿をご自分達で備え付け把握しておいてくださいということになっております。熊本市に提出するのは、会員の数だけを提出していただければ結構です。

菊池 博志 委員

それであれば、誰が怪我をされても保険の対象になるということですね？

事務局

はい、団体の会員であれば対象になります。

菊池 博志 委員

もう一つよろしいですか？ ここに2年以上と書いてありますけども、やむを得なく1年で終わってしまったとしたらどうなるのですか？

事務局

活動の変更申請書とか中止届という様式がございます。やむを得ずできなくなつたときば、そういう届けを出していただくということで対応しております。1年しか出来なかつたというのは致しかたないというふうに考えております。

菊池 博志 委員

はい、分かりました。

米原 靖雄 委員

4ページの道路の活動団体のところで、「15歳未満の者が参加する場合は、15歳未満の者10人に対し成人1人以上が、保護者とし参加すること」というように書いてありますけれども、15歳未満であっても保険の対象になるということですか？

事務局

15歳未満の方も子ども会の活動などで廃品回収のボランティアをする時に怪我をされる時もありますので、もちろん対象になります。協定を結ばない場合でも色々なボランティア活動する場合は、この保険に加入すると安心して活動ができますので、是非子供さんを含めて保険の加入をしていただくといいと思います。ボランティア保険の申し込みは、熊本市役所市民協働推進課が担当課になります。富合総合支所にも申請書を置いてありますので、よろしくお願ひいたします。

改原 明博 委員

ボランティアをする場合、どうしても事故とか怪我とかを考えなければいけませんが、熊本市の場合年間どのくらい保険の適用というのがあるのか、また大怪我とか事故とか何か事例がありましたらお願いします。

事務局

申し訳ありません手元に詳しい資料を持ってきていないのですが、年間20～30件の事故報告が上がってくるという状況でございます。

改原 明博 委員

分かりました。

田中 榮信 議長

他にはありませんか。

(「はい」の声あり。)

田中 榮信 議長

お世話になりました。ありがとうございました。

4月22日に部会長会議を開きました。今後のまちづくりに関して色々部会長さんと話をした訳でございますが、その中で、今日の美化運動について皆さん方と話し合った訳でございます。先程もお話がありましたように、私たちで、美化運動についてボランティア的に一回やつてみてはどうだろうかというお話もありました。また、今後美化運動についても話し合いを進めていかなければならぬし、部会長会議を月1回程度開いて、その中でまちづくりの話をしていくってはどうだろうかという話もございました。そのような中で、今月、5月の中で1回目のボランティア活動をしてはどうかという話もありましたので、皆さんのご意見をお聞きしながら進めて行かなければならぬかと思います。その他部会長会議の中で色々話もありましたので、その内容について、本日野口委員さんは欠席ではございますが、松永委員さん、菊池委員さんご出席でございますので、内容についてお話いただければと思いますが、いかがでしょうか？

松永 隆 委員

ただ今、会長からお話がありましたように、私、地域振興部会の会長を務めさせていただいている。また、菊池委員がコミュニティ一部会の会長、野口委員が広報部会の副会長ということで。そのような部会長会議を月に1回程度ではなく、月に1回以上開くようにしたいと思っております。そこで、この前第1回目を開催しました中で、美化ボランティア活動ということで野口委員から話が出来て、雁回公園あたりとかは平原地区の住民の方々や婦人会とかそういう団体の中でカン拾いをしたりとかされているそうで、ゴミの収集の後自分達でいろんな事をしないといけないし大変だという話が出ているということで、まず我々構成員がボランティア活動の中で、公園を基本として、不法投棄もありますのでまず見ることとカン拾いをしながら、それを一緒にしたらどうかという意見が出ました。いろんな意見が出たんですけどまずやってみようかと。そしてその後公園で朝食会などをしてはどうかという意見が出た所でございます。そういう意見も含めて今回ボランティア制度についてということで、市民協働推進課の方に説明をしていただいたんですけど、非常に勉強になったのではないかと思ってお

ります。いろんな形の中で、まず事を始めていくことが大事ではないかというふうに思っております。早速今月の日程を皆さん方に決めてもらって、そして朝から1時間から1時間半ぐらいで良いと思いますので、まず視察をしながら、カン拾いをしながら、という活動の中でやつていけばというふうな話が出ました。その他部会活動の中で、新幹線の見学会とか計画しておりますので、その辺についてはまた後で話したいと思います。まず美化活動に対してそういう話が出ましたということです。以上でございます。

田中 榮信 議長

どうも、ありがとうございました。部会長会議の内容ということでお話をいただきましたが、今お話がありましたように、今月あたりにそういうことで1回実施をしたらということですけれども、できましたらこの場で日にちの設定をしていただけたらと思いますが、この件につきまして何かございませんか？

松永 隆 委員

平日はどうですか？

(「平日が良い」「平日の朝が良い」「6時頃から」「20日頃では如何か」との声あり。)

田中 榮信 議長

それでは、5月20日・水曜日、雁回公園の下に6時に集合をお願いしたいと思います。6時からカン拾いをしながら1時間ちょっとかかりますので、7時半か8時頃におにぎりとかを用意しまして、そこで朝食会をということで今後進めていきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、協議第1号につきましては、これで終わりたいと思います。

松永 隆 委員

一つよろしいですか。熊本市の補助制度で皆さんのが知らない制度が結構あるんですよ。例えば植木の3m以上の木を植えたらいいくら補助が出るとか、雨水を溜める施設を作ったら補助が出るとか、結構皆さんのが活用できる制度あるんですよ。それを調べて、協議会だよりなどであらためてお知らせして欲しいと思うんですが。

事務局

それでは、あらためて協議会だよりなどでお知らせできるように検討します。

田中 榮信 議長

それでは、報告第1号の警報等発令時の待機態勢について、事務局からご説明をお願いした

いと思います。

事務局

事務局の田中です。それでは、私の方から警報等発令時の待機態勢についてご説明させていただきます。多少説明が長くなりますので、着席にてご説明させていただきます。

まず、お手元に配布させていただいている資料の2ページをご覧いただきたいと思います。報告第1号警報等発令時の富合総合支所の待機態勢についてでございます。待機班につきましては、基本的には情報班長1名、実働班長1名、班員3名の計5名で編成します班を基準として、それを5班が交代で待機を行うという形を考えております。そこで職員の配備基準についてご説明をさせていただきたいと思います。その下に記載をしておりますとおり、最初に注意報発令態勢から始まりまして、警報待機態勢、警報発令態勢、待機配備態勢、1号配備態勢へと段階的な職員の配備基準が定められております。そこで配備基準の詳細についてご説明をさせていただきます。4ページをご覧いただきたいと思います。水防体制につきましては、一番左側の列になりますけれども、大きくは注意態勢、警戒態勢、そして非常態勢こちらは災害対策本部が設置されるような状況にある場合、以上3段階に態勢がとられるということになります。今回は、災害対策本部が設置されます前段である警戒体制までを中心にご説明をさせていただきたいと思います。

まず注意態勢でございますが、こちらは少数の人員をもって情報の収集、伝達及び連絡等にあたる体制といたしまして、第1段階が、大雨洪水に関する注意報が発令がされた場合の注意報発令態勢、次に被害に関する情報があつたり、警報への移行が考えられる場合の警報待機態勢、次に大雨洪水に関する警報が発令された場合の警報発令態勢の3段階が注意態勢となっております。

次に、警戒態勢でございます。警戒態勢は、災害情報、被害報告、その他情報の収集、伝達及び応急対策活動が実施できる態勢となります。災害発生の恐れが生じました場合には待機配備へ、さらに本部長の指示により1号配備へと状況により段階的に配備態勢を整えていくということでございます。

次に、具体的な水防体制についてご覧いただきたいと思います。3ページの方ごらんいただきたいと思います。先程申し上げましたとおり大雨洪水に関する注意報が発令されました場合の注意発令態勢につきましては、総員3名これは本庁のみでの待機ということで、総合支所での待機は行われないという状態でございます。

次に、注意報の段階で警報への移行が考えられる状況にある場合の警報待機態勢の時点から富合総合支所におきましても待機を行います。この表の中の総合支所関係を赤い文字で表記させていただいておりますが、実働班といたしまして「富合総合支所2」と記載されていますように総合支所では2名で待機をするということになります。この2名につきましては、現段階におきましては、先程2ページの方にも記載をしておりましたように、情報班長・実働班長とその他に班員3名の総員5名での1つの班としておりますので、まず情報班長と実働班長の2

名が警報待機態勢から待機に入ることとしております。

それと、申し遅れましたが、こちらの平成 21 年度の熊本市水防態勢につきましては、現在は案の段階でございます。と申しますのも今月 27 日に熊本市防災会議が開催される予定となっております。その防災会議の中で最終的に決定をするということになりますので、現段階では案ということでご了承をお願いしたいと思います。

続きまして、大雨洪水に関する警報が発生されました場合には、警報発令態勢といたしまして、総員 71 名そのうち富合総合支所におきましては合計 5 名で待機をいたします。先程 2 ページの方でご説明いたしました 5 名 1 班が警報発令態勢から待機するということになります。

これが、さらに 1 歩進みまして災害発生の恐れが生じた場合の待機配備態勢は、総員 140 名での待機となりますけれども、この段階になりますと富合総合支所におきましては、下の枠の中に記載をしてありますとおり富合総合支所総務課長・同じく建設課長、それと先程も申し上げましたけれども 5 名 1 班を基本としておりますが、この段階になりますと 2 班 10 名となりまして、両課長と合わせまして計 12 名での待機体制ということになります。

さらに進みまして、本庁から指示があった場合で災害対策本部設置前には、1 号配備態勢となります。この時点になりますと総員 168 名、富合総合支所におきましては、先程の待機配備態勢にプラス 1 班ということで、総務課長・建設課長の他に 3 班 15 名を合わせまして計 17 名の体制になるということでございます。

現時点におきましては、このような形での水防態勢を考えているところでございます。私たちの説明については以上でございます。

田中 榮信 議長

どうも、ありがとうございました。報告第 1 号につきまして、何かご質問等はありませんか？

旧富合町の時と今回の待機体制数については、あまり変わりはないのですか？

事務局

基本的には変わりません。旧富合町の時には、先程の 3 ページで申しますと大雨洪水警報が発令された段階の警報発令態勢から待機という形をとっておりました。待機態勢につきましても基本的には 4 班ないし 5 班を編成し、状況に応じて 1 班又は 2 班を追加していくという形で行っておりました。合併後につきましては、大雨洪水警報が出される前の段階・発令が予想される段階の警報待機態勢から 2 名が待機に入るという点が以前とは変わっております。

村崎 博則 委員

一つよろしいでしょうか。もしも各地区で災害等が発生した場合に、私たち協議会委員にも一報をお願いしたい。私たちもできるだけ支所には集まっていますけれども、何かあっても分からない場合もありますので。

事務局

それについては、こちらの方で連絡方法を考えてみたいと思います。

田中 榮信 議長

それでは、次に進みたいと思います。報告第2号今後の行事予定について事務局からの説明をお願いします。

事務局

5ページの方をお願いいたします。行事予定表といたしまして、5月13日から6月12日までの予定となっております。

このあと本日、ここには13時半と記載されておりますが、15時から嘱託員会議が開催される予定となっております。訂正をお願いいたします。それと20日に宇城広域連合の正副連合長会議、22日は富合町の農業委員会が開催される予定となっております。また、24日は富合中学校の体育祭が予定されており、委員の皆さんにはご出席をよろしくお願ひ致します。25日は合併特例区の例月出納検査、また、27日には「お出かけトーク in 富合」ということで、こちらは市長が直接住民の皆様と語り合うということで、アスパル富合の方で予定されておりますので、皆様もよろしければご参加いただければと考えております。それと6月に入りまして、10日に合併特例区協議会と記載しておりますが、この後皆様にお諮りしたいと思います。また、ここには記載してありませんけれども、12日・金曜日から熊本市議会が開催される予定となっておりますのでよろしくお願ひいたします。行事予定につきましては以上でございます。

それと申し訳ございませんが、ただ今報告第2号ということで今後の行事予定についてご報告いたしましたが、この後、お手元に別紙で配布してあるかと思いますが、富合町合併特例区のまちづくり班の方から年間の行事予定表についてご説明をさせていただきたいということでございますので、次第には記載してございませんが、報告第3号として追加報告をさせていただけたらと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

田中 榮信 議長

報告第2号ですけれども、先程の部会長会議の件でもう一つ皆さま方にお知らせをするのを忘れておりましたので、ここで改めてお知らせしたいと思います。

今後の行事についてということで部会長会議の中で、熊本市の議会が12日からというようなこともございますので、今後私たちも特例区の構成員として、熊本市議会の傍聴をしていきたい・勉強になるのではないかというお話をありましたので、内容次第ではございますが、できるだけ皆さんと一緒に熊本市議会の定例会の傍聴に行きたいと思っているところでございます。皆さん方にもご意見はあるかと思いますけれども、できるだけ定例会には参加したいと思っております。また、日にち等につきましては、その都度皆さん方にお知らせしたいと思いま

すのでよろしくお願いいいたします。

それでは、報告第2号につきまして、何かご質問などありませんか？

(「ありません」の声あり。)

田中 榮信 議長

それでは、次に進みたいと思います。まちづくり班の方から追加報告事項があるとのことでございますので、報告第3号として説明をお願いします。

事務局

急遽、追加させていただいたて申し訳ございません。まちづくり班が担当いたします富合町合併特例区の主催事業の年間予定についてでございます。来月にでもご報告をと思っておりましたけれども、成人式に参加したいという方々から、遅くなると美容室の予約がなかなか取れないという意見が何件か寄せられまして、私達もどうしたらいいか考えていたのですが、熊本市の全体の成人式は来年の1月 11 日ということで正式に返事がありましたので、急遽、昨日この行事予定を作成しまして本日ご報告をさせていただいたということでございます。

まちづくり班が担当いたします特例区主催事業といたしましては、11月にあります文化祭は、例年どおり1日から3日までの3日間で、3日の日は発表会ということでお願いしたいと思います。それから体育祭につきましては、昨年は日程の変更もございましたけれども11月2日でした。色々考慮しまして農繁期を外すということになりますと、11月の8日が良いのではないかと思います。駅伝大会は、例年どおり12月の第一日曜日ということで12月6日でございます。それから、成人式につきましては、熊本市の全体の成人式が11日・月曜日ということで返事がありましたので、熊本市の全体の成人式と重ならないように前日の10日・日曜日に行ないたいということで、今回予定として入れさせていただきました。

それから、合併特例区の主催事業でございますので、今年度からできれば合併特例区協議会の委員の皆様方にも初期の打ち合わせの段階から参加していただければと思っておりますので、全員で参加されるか代表の方を選んでいただいて参加していただくかにつきましては、協議会の中でお話いただけたらと思っております。会議を開催する際には会長さんにお伺いをしながら、例えば、何月何日体育祭の打ち合わせを行いますのでご参加いただけないでしょうかというご連絡はこちらの方からさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいいたします。

田中 榮信 議長

ただ今まちづくり班の方から説明がありましたが、これは、雁回館やアスパル富合を利用する行事が主ですか？

事務局

いいえこれは、まちづくり班が担当する合併特例区の行事です。この他に8月にふるさと祭りとか11月に健康の里フェスティバルとか予定されていると思いますが、まちづくり班が担当する合併特例区の主催事業としてのこととござります。

田中 榮信 議長

報告第3号については、よろしいでしょうか？

（「はい」の声あり。）

田中 榮信 議長

それでは、次第4のその他に入りたいと思います。

先程部会長さんたちと月1回ということで部会長会議の開催をお願いしたわけでありますけれども、基本的には各部会長さんと私それから小山副会長さんとで会議を進めていきたいと思います。そこで、特に委員の皆さんの中で、是非部会長会議の中で検討してもらいたいというような事がありましたら、たたき台を出していきたいと思いますので、部会長さんだけではなく委員さんの中からもそういう色んな意見を述べてもらえばと思います。私たち協議会も一緒になってまちづくりを進めていった方が一番良いと考えておりますので、今後そのようにしていきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

松永 隆 委員

一つよろしいですか。この前あった部会長会議でのことの報告ですけれども、この前の協議会で話が出たと思うのですが、各種団体を集めて、合併して半年以上経ってメリット、デメリットではないですけれどそういうことについて話し合いをしようではないかという話があつたと思います。部会長会議の中でもやろうという話がありました。どこか主催するかといった話になった時に、やはり区長会もありますので、特例区の区長を筆頭にして私達構成員が集めるよりも、まず区長会の皆さん方の立場に配慮しながら区長会長さんはじめ3役さん辺りと話し合いの場を作って、私達構成員と特例区長とそういう3つが主催になって各種団体を集めて、そういう意見交換会を行い5年後には熊本市に移行していく中で、ふるさと祭りなどのまちづくりに関してボランティア活動になっていく、そういう移り変わりを皆さん方に伝えていかなければならぬということでおざいましたので、今後の部会長会議の時にその辺も煮詰めていきたいと思いますので会長の方からお尋ねをしていただきたいということと、今後部会長会議を開催した時に、その会議の内容を冒頭なりで皆さん方に報告する義務があるのではないかと思います。今回の美化運動実施についてという話が出たことや新幹線これはその他で話をしますけれど、そういう話が皆さん方に伝わってない部分がありますので、次回からは話し合いの内容をこの会議の中に出す必要があるのではないかと思いますのでよろしくお願ひします。

田中 榮信 議長

今、お話をありましたように協議会前に部会長会議を開催して、お知らせしていきたいと思います。他に何か皆さん方からもご意見などございませんか？

松永 隆 委員

部会長会議の中でも、区長会と私達が一体になってそういったことをしていかないといけないのではないかといった話が出たのですが、お互いがファイティファイティの中で移り変わりをしていかないといけないという形の中で、まずは特例区長に会の会長をしていただいて、特例区の構成員と区長会、それと富合町には各種団体がありますので、基本的には合併前に集まっていたいただいた方々になると思うのですが、法定協議会をやって合併した中で、うまくできているのか・できていないのか、また今後特例区の行事としてどうやって実施していく方が良いのかというのを意見交換会のような形で行い、主催者という形の中で、特例区長と私たち協議会と区長会で実施していくはどうなのかなというのを皆さん方に意見をお願いしたいと思います。

田中 榮信 議長

今、松永委員さんからお話をありましたようにこちらの方からお願いをして、その中で少しづつ話し合いをしていった方が良いのではないかと思います。特に、まちづくりについては、5年後は各地区で自治会へ移行しなければならないということでございますので、やはりその辺も考えて、できるだけスムーズに進んでいくような取り組みにしていきたいと思いますので、皆さんのご意見はどうでしょうか。

(協議のあと「異議なし」の声あり。)

松永 隆 委員

もう1つ、新幹線のことに関して皆様方にご報告をいたします。見学会を6月14日ということで予定しておりましたけれども、機構の方から工事関係の問題と既設の階段の安全面に関して危険を伴うということで、区長さんからマイク放送もあったと思いますけども7月12日に変更になりました。皆さん方と一緒に協議しながらということではあったかと思いますが、救急なことでしたので会長に相談しながら広報担当の野口委員さんと建設課と機構の方も交えて2・3回話し合いをしました。

機構の方からも是非こういう形でということで、当初は2~300mほど見学ができると思っていたのですが、工事の関係で工期がないということから防音壁をどんどん入れていかないといけない関係と安全性の問題で階段が出来上がった後ということになれば7月12日が一番早いということでございましたので、やむを得ず7月12日に高架橋の方で50mぐらいの区間で上から車両基地を眺めるということになります。それと小学校がその日に授業参観がある

ということでございましたので、小学校の5・6年生を対象に150名程度を8時半からまず第1回目を行いまして、その後予定通り100名ずつを9時・10時半という形で行ないます。小学校は8時半から30分しかございませんので、一般の第1回目の9時に集合していただく方に関しては、挨拶と説明を兼ねて2~30分引き伸ばしたいと考えております。その後の第2回目は10時半からですので、9時半からスタートしても10時半まで1時間あつたら十分だと思いますので、8時半・9時・10時半の時間帯で実施したいと思います。

皆さん方におかれましては、協議会の方で開催するということにしておりますので、全員出席をよろしくお願ひします。

それと、人員の報告なのですが、月曜日に募集を開始しまして、月曜日の午後5時の段階で185名の応募がありまして、2日目の午前8時には満員になりました。非常に多くてもう少し人数を増やせという苦情の方もあっております。しかしながら、今回はヘルメットの数とか安全面とかを考慮した中で、200名が精一杯ということ、それと小学校もということでございましたので、後の方にはお断りしております。しかし、来年また高架橋が出来上がった後に、防音壁は全部できているのですが、新幹線の高架橋の中を歩行会といいますか中を歩く会をもう1回来年度に計画をしたい、またそういう予定でありますので、含めて皆さん方にご報告いたします。

内藤 信博 委員

確認ですけれど、委員の集合時間は？

松永 隆 委員

それは、今度の部会長会議の時にもう1回話し合いをして皆さん方に報告をしたいと思っております。時間はたぶん8時までには集合してもらうことになると思います。また雨等の関係もありますので、執行部の方と話した時には小雨決行としていますので、その際は建設課のほうで電話の応対はしますということでした。またその辺も建設課と話し合って最終的にどうするか決めて皆さん方に報告したいと思います。

田中 榮信 議長

車両基地の見学会は、7月12日ということでございますので、皆さん全員ご出席お願いしたいと思います。それと、先程行事予定の中にありましたように、5月24日には中学校の運動会がありますので皆様、是非ご参加いただきますようお願ひいたします。その他何かございませんか？

特になければ、次回協議会の開催日について確認をしたいと思います。

(「6月10日」の声あり。)

田中 榮信 議長

それでは、次回の協議会は6月10日・水曜日、10時からお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

事務局の方から何かございませんか？

事務局

先程のおでかけトークの件なのですが、もしご出席いただけるということであれば総務課の方までご連絡をお願い致します。よろしくお願ひいたします。

田中 榮信 議長

それでは、長時間にわたりご協議いただきましてありがとうございました。これをもちまして、「平成21年度第2回富合町合併特例区協議会定例会」を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成21年6月10日

署名委員

小山一美

署名委員

末原靖雄